

令和2年7月9日

東日本遊園地協会
理事長 重光 敬明 殿

経済産業省商務・サービスグループ
クールジャパン政策課長

水上設置遊具による溺水事故の調査報告書の周知に関する要請について

平素より経済産業行政に多大なるご協力をいただきありがとうございます。

2019年8月15日に、遊園地の遊戯施設（「ふわふわウォーターランド」）で起きた水上エア遊具に関する事故を受けて、2020年6月19日に消費者庁消費者安全調査委員会が調査報告書を公表しました。

調査報告書では、水上設置遊具（以下、遊具）による溺水事故の要因とともに、遊具の利用におけるリスク低減策の課題や対応策が示されております。

つきましては、遊具を設置している施設の所有者又は施設管理者及び運用事業者等に広く情報が提供されるよう、貴団体内の事業者に対し、事故の再発防止のため、調査報告書に示された遊具による溺水事故の要因（別紙参照）を周知いただくとともに、応急的な再発防止策として、調査報告書にて明記されている以下の運用対策の実施を求めていただきますようよろしくお願ひいたします。

記

1. 遊戯施設での遊び方として、落とし合う行為及び遊具の端から水中を覗き込むことを禁止とし、意図せず落水した場合には、遊具から離れることを徹底する。
2. 落水した利用者が浮上して遊具から離れたことを見届ける監視体制を維持するためには、定員管理の設定又は見直し、監視要員数の見直し及び適切な配置を行う。また、遊具下に利用者がいないこと確認するための水中巡回点検方法（水中監視カメラシステム、水中ドローンの活用等）を検討する。
3. 身長及び年齢等の利用者制限、保護者同伴を条件として利用を認める場合の子供の人数制限についての設定又は見直しを行う。
4. ライフジャケットを着用した利用者が落水した場合に慌てることがないように、利

用前に落水体験及び浮力体験を行う。

5. 事故対応での救助活動に際しては本報告書（別紙1）に示す浮力抵抗実験の結果を踏まえ、ライフジャケットを着用した被災者を引き下げる遊具下面から離した状態で複数の者により救助することを監視員に周知する。
6. 遊具をプールに設置する遊戯施設の場合は、本報告書（別紙1）の「再発防止策」に示す付加保護方策の実施を検討する。

以上

令和2年7月9日

西日本遊園地協会
水野 正信 殿

経済産業省商務・サービスグループ
クールジャパン政策課長

水上設置遊具による溺水事故の調査報告書の周知に関する要請について

平素より経済産業行政に多大なるご協力をいただきありがとうございます。

2019年8月15日に、遊園地の遊戯施設（「ふわふわウォーターランド」）で起きた水上エア遊具に関する事故を受けて、2020年6月19日に消費者庁消費者安全調査委員会が調査報告書を公表しました。

調査報告書では、水上設置遊具（以下、遊具）による溺水事故の要因とともに、遊具の利用におけるリスク低減策の課題や対応策が示されております。

つきましては、遊具を設置している施設の所有者又は施設管理者及び運用事業者等に広く情報が提供されるよう、貴団体内の事業者に対し、事故の再発防止のため、調査報告書に示された遊具による溺水事故の要因（別紙参照）を周知いただくとともに、応急的な再発防止策として、調査報告書にて明記されている以下の運用対策の実施を求めていただきますようよろしくお願ひいたします。

記

1. 遊戯施設での遊び方として、落とし合う行為及び遊具の端から水中を覗き込むことを禁止とし、意図せず落水した場合には、遊具から離れることを徹底する。
2. 落水した利用者が浮上して遊具から離れたことを見届ける監視体制を維持するため、定員管理の設定又は見直し、監視要員数の見直し及び適切な配置を行う。また、遊具下に利用者がいないこと確認するための水中巡回点検方法（水中監視カメラシステム、水中ドローンの活用等）を検討する。
3. 身長及び年齢等の利用者制限、保護者同伴を条件として利用を認める場合の子供の人数制限についての設定又は見直しを行う。
4. ライフジャケットを着用した利用者が落水した場合に慌てることがないように、利用前に落水体験及び浮力体験を行う。

5. 事故対応での救助活動に際しては本報告書（別紙1）に示す浮力抵抗実験の結果を踏まえ、ライフジャケットを着用した被災者を引き下げて遊具下面から離した状態で複数の者により救助することを監視員に周知する。
6. 遊具をプールに設置する遊戯施設の場合は、本報告書（別紙1）の「再発防止策」に示す付加保護方策の実施を検討する。

以上